

令和元年度に指定管理者を再指定する施設について

下関市生涯学習プラザについては、平成22年3月の開館以来、指定管理者制度を導入しており、平成27年4月から公益財団法人下関市文化振興財団による指定管理を行っているところです。

令和2年3月末で指定管理期間が満了するため、下記のとおり非公募による単独指定により指定管理候補者を選定する旨報告いたします。

記

1 令和元年度に指定管理を再指定する施設

施設名	現管理形態 (選定方法)	令和2年度以降		所管
		管理形態	選定方法	
下関市生涯学習プラザ	指定管理 (単独指定)	指定管理	非公募	生涯学習課

<非公募の理由>

当該施設は、市民の文化交流及び生涯にわたる学習活動を推進し、市民の教養、芸術及び文化の発展に資することを設置目的とする施設である。専門性の高い設備の管理運営、市民会館との連携による制度や企画の効果的・効率的な遂行、事業収益の還元等の理由から、安定した事業実施及び高いサービスの提供が期待できるため、現指定管理者である公益財団法人下関市文化振興財団を公募によらず指定管理候補者として選定するもの。(下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項第1号に該当)

※指定期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2 今後の予定

再指定方針の報告	令和元年第3回(9月)文教厚生委員会報告
選定委員会	令和元年10月～11月開催予定
指定管理候補者の決定	選定委員会の意見及び選定の基準に基づき、下関市教育委員会にて決定
指定管理者指定の議決	令和元年第4回(12月)定例会に上程
基本協定の締結	指定管理者の指定議案議決後